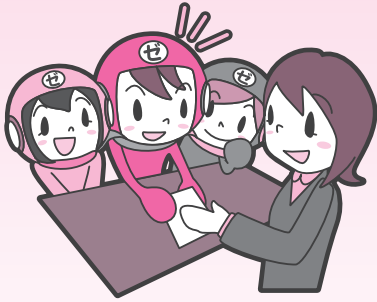


# 市民税 県民税



## 2月8日(月)▶3月15日(月) 申告を受け付け

平成22年度に納める市・県民税の申告を2月8日(月)から3月15日(月)まで各地区の会場(4・5ページ参照)で受け付けます。

申告が必要なかたへ、1月下旬に「平成22年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封した「申告の手引き」をよく読み、正しく記入して申告してください。なお、税務署に所得税の確定申告をするかたは、市・県民税の申告は不要です。

**問い合わせ** 市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055  
河辺市民センター税務班 ☎(882)5171  
雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

### 申告が必要なかた

平成22年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①〜④のいずれかにあてはまるかた

- ①平成21年中に次の所得があつたかた：  
自営業や農業などの事業による所得、  
地代や家賃などの不動産による所得、  
非上場株式の配当所得、生命・損害保  
険の満期や解約による一時所得、個人  
年金・原稿料・講演料などの雑所得、  
土地・建物などの譲渡所得など
- ②公的年金を受給しているかたで、所得  
控除を受けようとするかた  
※公的年金から所得税が引き落とし(源泉  
徴収)されているかたは、税務署に確定  
申告が必要です。その場合、市・県民  
税の申告は不要です。
- ③サラリーマン(パート・アルバイトを含  
む)で、次のいずれかにあてはまるかた  
・平成21年中に退職し、その後再就職し  
ていないかた  
・年末調整に間に合わなかつた(付け忘れ  
た)所得控除を受けようとするかた
- ④平成21年中に所得はないが、税に  
関する証明書や申告書の写しが必要なかた



### 確定申告をする場合、 市・県民税の申告は不要

税務署への確定申告について  
は、5ページをご覧ください。

### 申告に必要なもの

- 印鑑と申告書：申告書は  
会場にも用意しています
- 給与、公的年金などの所  
得があつたかた▼平成21  
年分の源泉徴収票
- 事業や不動産による所得があつた  
かた▼収入と必要経費などが分  
かる帳簿類、領収書など：収支内訳書  
で、事前に計算してください
- 農業による所得があつたかた▼農  
協などからの平成21年産米穀売渡  
証明書と各種証明書(抛出金、補償  
金など記載のもの)：収支内訳書で、  
事前に計算してください
- 配偶者に所得があつたかた▼その  
所得が分かる書類
- 平成21年中に支払った国民健康保  
険税・後期高齢者医療保険料・国  
民年金保険料・介護保険料の領収  
書、医療費の領収書と保険金など  
で補てんされた金額が分かるもの、  
生命保険・地震保険などの控除証  
明書
- 障害者控除を受けるかた▼障害者  
手帳または障害者控除対象者認定  
証。いずれも写し可

にチェック  
しよう!



### 申告会場と日程は 4ページからだよ!





# 市・県民税の住宅ローン控除制度が変わりました

●平成21年1月～25年12月末に入居のかたも対象になりました

●市役所への控除申告書の提出が不要になりました

市・県民税の住宅ローン控除は、確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けたかたが所得税から引ききれない場合、その分を翌年度の市・県民税から控除する制度です。これまでは平成11年～18年末に入居のかたが対象でしたが、新たに平成21年～25年末に入居のかたも対象になりました。  
また、勤務先(確定申告のかたは税務署)から市役所へ提出される書類をもとに控除額を計算するので、控除申告書の市役所への提出が不要になりました。

勤務先で年末調整を行い、所得税の確定申告をしないかたの控除額

税務署に所得税の確定申告をするかたの控除額

**対象**▼平成21年分給与所得の源泉徴収票の①給与所得控除後の金額が、②所得控除の額の合計額より大きく、③源泉徴収額が0円のかた

※摘要欄に④住宅借入金等特別控除可能額と「居住開始年月日」が記載されています。記載がない場合は勤務先の給与担当者にご確認ください。

**対象**▼所得税の確定申告書(AかB)の「所得金額の合計額(Aなら⑤欄・Bなら⑨欄)」が「所得から差し引かれる金額の合計額(Aなら⑩・Bなら⑭)より大きく、「A⑫・B⑮」から「住宅借入金等特別控除(A⑯・B⑳)」を引いた額が0円以下のかた

※配当所得や分離課税所得があるかたは計算が異なります。

## 控除額▶IとIIの少ない方

- I (給与所得控除後の金額①) - 所得控除の額の合計額②) × 5%  
※ただし、上限97,500円
- II 住宅借入金等特別控除可能額③  
- 住宅借入金等特別控除の額④  
(所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額です)

支払元(雇用主)	支払先(受給者)	氏名	住所
種別	支払金額	① 給与所得控除後の金額	② 所得控除の額の合計額
		3,466,400	2,070,000
控除対象配当	控除の有無等	③ 住宅借入金等特別控除可能額	④ 住宅借入金等特別控除の額
		118,600	69,800
居住開始年月日	H13.06.11		

給与所得の源泉徴収票

## 控除額▶IとIIの少ない方

- I 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額  
確定申告書Aの場合 ②4欄-②2欄
- II 所得税の課税総所得金額等の額 × 5%  
※ただし、上限97,500円  
確定申告書Aの場合 ②1欄の額 × 5%

特例適用条文等欄
----------

住宅借入金等特別控除
------------

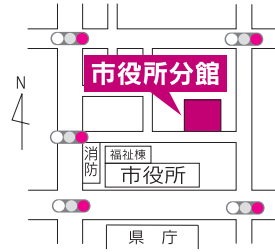
\* 確定申告書第一表の住宅借入金等特別控除(Aは②4欄、Bは③0欄)に金額を、第二表の「特例適用条文等欄」に居住開始年月日を忘れずに書いてください。

\* 所得税の住宅ローン控除を受けるための年末調整や確定申告の手続きは従来どおり必要です。  
\* 平成19年・20年に入居のかた▶所得税の控除期間を15年に延長する特例措置(選択制)があったため、市・県民税からの控除はありません。



■各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

	対象地区	月日	会場	受付時間	
中央 地域	南通	2月10日(水)	市役所分館大会議室 (分館4階)	午前9時～午後4時30分	
	榎山	2月12日(金)・15日(月)			
	手形山	2月16日(火)			
	旭北、保戸野	2月17日(水)			
	旭南	2月18日(木)			
	川元	2月19日(金)			
	川尻	2月22日(月)・23日(火)			
	高陽	2月24日(水)			
	中通、大町	2月25日(木)			
	茨島	2月26日(金)、3月1日(月)			
	卸町、桜ガ丘、桜台 大平台、山手台	3月2日(火)			
	泉	3月3日(水)・4日(木)			
	八橋	3月5日(金)・8日(月)			
	山王	3月9日(火)			
東部 地域	千秋、手形	2月8日(月)	明德地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
	手形、旭川	2月9日(火)	旭川地区コミュニティセンター		
	新藤田、添川 濁川、山内、仁別				
	東通、横森	2月18日(木)・19日(金)	東地区コミュニティセンター		
	桜、広面	2月25日(木)・26日(金)	東部公民館		
	広面、柳田、下北手		東部公民館		
	太平		太平地域センター		
	下北手	3月5日(金)	下北手地域センター		午前9時30分～11時30分
西部 地域	新屋、浜田、豊岩	2月15日(月)～17日(水)	西部市民サービスセンター	午前9時～午後4時	
	勝平	2月23日(火)・24日(水)	勝平地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
	下浜	3月5日(金)	羽川公民館		
	浜田	2月10日(水)	浜田地区コミュニティセンター		
南部 地域	御所野、四ツ小屋	2月9日(火)	秋田テルサ5階第3会議室	午前9時30分～午後3時	
	大住、仁井田 牛島(東以外)	2月10日(水)	大住地区コミュニティセンター		
	榎山、牛島東 仁井田	2月12日(金)	南部公民館		
	御野場、四ツ小屋 仁井田	2月22日(月)	御野場地域センター		
	上北手	3月5日(金)	上北手地域センター		午後1時30分～3時30分
	仁井田	3月15日(月)	仁井田中央会館		午前9時30分～午後3時
	寺内	2月8日(月)	寺内地域センター		午前9時30分～午後3時
	土崎港東	3月1日(月)・2日(火)	将軍野地域センター		
北部 地域	金足	3月3日(水)	金足地域センター	午前9時30分～11時30分	
	農業所得あり	2月12日(金)～19日(金)※土日除く	新あきた農協追分支店	午前9時30分～午後3時	
	下新城	3月3日(水)	北部公民館	午後1時30分～3時30分	
	農業所得あり	2月12日(金)～19日(金)※土日除く	新あきた農協追分支店	午前9時30分～午後3時	
	上新城	3月3日(水)	上新城地域センター	午後1時30分～3時30分	
	外旭川	3月4日(木)	外旭川地域センター	午前9時30分～午後3時	
	港北、土崎港北 将軍野、飯島	3月8日(月)・9日(火)	港北地区コミュニティセンター		
	土崎港(東・北以外) 飯島	3月10日(水)～12日(金)	土崎支所		
	全 地 区		2月21日(日)・28日(日)	市役所分館大会議室(4階)	午前10時～午後3時30分
			3月10日(水) ～15日(月)※土日除く	市役所分館大会議室(4階)	午前9時～午後4時30分



申告期間 2月8日(月)～3月15日(月)

# 申告会場と日程

★申告の受け付けは平日のみですが、2月21日・28日の日曜日は、市役所分館4階の大会議室で申告を受け付けます。

市・県民税は、前年の所得に対し、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税されます。正しい税額を計算するためには、みなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。





イータ君



# 確定申告

をお忘れなく

**申告受付** 所得税▶2月16日(火)~3月15日(月)  
贈与税▶3月15日(月)まで  
消費税(個人事業者)▶3月31日(水)まで

所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は、期限内に行いましょう。

申告書は秋田南・北税務署、下記申告書作成会場で受け付けます。受付時間は平日の午前9時~午後4時。また、国税庁ホームページから電子申告(e-Tax)もできます。<http://www.nta.go.jp/>

## 申告書の作成はこちらで

税務署には申告書を作成する場所がありません。下記の作成会場をご利用ください(平日の午前9時~午後4時)。2月21日(日)・28日(日)は両税務署合同の作成会場をフォーラムアキタに開設します。

秋田南税務署の申告書作成会場 ▶ 秋田県労働会館「フォーラムアキタ」

秋田北税務署の申告書作成会場 ▶ セリオン2階 イベントホール

確定申告の問い合わせ 秋田南税務署 ☎(832)4121  
秋田北税務署 ☎(845)1161



## 東北税理士会の 確定申告税務相談

給与所得者、年金所得者、小規模の事業所得者が対象。所得計算や申告書作成などの相談に税理士が無料で応じます。

**秋田南支部** 日時/2月12日(金)~14日(日)  
受付時間/午前9時~11時、午後1時~3時(相談は1人1時間以内)  
会場/秋田駅トピコ3階会議室  
問い合わせ/東北税理士会秋田南支部 ☎(832)2331

**秋田北支部** 今年は、秋田北支部会員の各税理士事務所に対応します。日時は2月23日(火)午前10時~午後4時。詳しくは進藤税理士事務所へお問い合わせください。☎(847)0512

## 河辺地域

対象地区	月日	会場	受付時間
岩見	2月26日(金)	東生活改善センター	午前9時~正午 午後1時~4時30分
上三内	3月1日(月)	上三内農村集落センター	
中央部	3月2日(火)	岩見三内地区	
下三内	3月3日(水)	コミュニティセンター	
神内、大張野	3月4日(木)	神内公民館	
大沢、赤平、高岡	3月5日(金)	赤平ふれあい館	
豊島(北野田高屋と松淵を除く)	3月8日(月)	戸島ふるさとセンター	
諸井、松淵	3月9日(火)	河辺地域活動センター 多目的ホール(河辺市民センター3階)	
北野田高屋	3月10日(水)		
和田	3月11日(木)		
上記までに相談できなかったかた	3月12日(金)・15日(月)		

## 雄和地域

対象地区	日時	会場
下黒瀬、椿岱	2月15日(月)午前9時~正午	雄和地域活動センター大会議室 (雄和市民センター2階)
戸賀沢、左手子、山崎	2月15日(月)午後1時~4時	
平尾鳥(竹ノ花・中田・藤森)、中ノ沢	2月16日(火)午前9時~正午	
平尾鳥(中村・中山・善知鳥)、三替沢	2月16日(火)午後1時~4時	
銅屋	2月17日(水)午前9時~正午	
萱ヶ沢、白鳥の丘	2月17日(水)午後1時~4時	
神ヶ村	2月18日(木)午前9時~正午	
繫、水沢	2月18日(木)午後1時~4時	
新波	2月19日(金)午前9時~正午	
碓田、高清水、向野	2月19日(金)午後1時~4時	
種沢	2月22日(月)午前9時~正午	
椿川、妙法	2月22日(月)午後1時~4時	
芝野	2月23日(火)午前9時~正午	
鹿野戸、上大部	2月23日(火)午後1時~4時	
平沢、相川宿舎	2月24日(水)午前9時~正午	
安養寺、寺沢	2月24日(水)午後1時~4時	
本田、沖村	2月25日(木)午前9時~正午	
高野	2月25日(木)午後1時~4時	
女米木	2月26日(金)午前9時~正午	
湯野目、糠塚、石田	2月26日(金)午後1時~4時	
上記までに相談できなかったかた	3月1日(月)~3日(水)午前9時~午後4時	

「郵送申告」は申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。

封筒で3月15日(月)まで、郵送してください。

「郵送申告」は申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。

必要事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、市からお送りした申告書に同封した返信用封筒で3月15日(月)まで、郵送してください。

申告会場が込み合って長時間お待ちさせず、申告の相



郵送申告なら  
待ち時間ゼロ!